

質問書に対する回答

件名) 館山自動車道 古市場高架橋はく落対策工事

No.	質問事項	回答
1	足場工について 大宮IC橋や笹子橋のA1, A2のように、高所作業車による寄りつきが出来ないと思われる箇所について、仮設足場の設置を行うことについては、協議の対象と考えてよろしいでしょうか？また本郷高架橋では既設水路があるため、立ち入り防止柵の撤去復旧が必要と思われますが、工事实施のために支障物の撤去復旧に要する費用は協議の対象と考えてよろしいでしょうか？	仮設足場の設置、立入防止柵の撤去復旧、出入り口の設置等、別途必要とする場合は、契約締結後、監督員との協議となります。
2	現地確認について（特記19-1-(2)） 現地確認の範囲は、指定された施工範囲（例：P1～P2間）について行うものでしょうか？あるいは施工箇所全体（例：〇〇橋脚全体）について行うものでしょうか？	現地確認の範囲は、指定された施工範囲について行うものとお考えください。
3	検査等に関わる規制について 立会検査や竣工検査等において、現場確認のために規制等が発生した場合、規制に要する費用については協議の対象と考えてよろしいでしょうか？	契約書に示すとおり、検査等に関わる規制に要する費用については、受注者の負担となるため協議対象外とお考えください。
4	交通規制について 標準積算日施工量による規制日数で積算されていると思われませんが、施工計画を立案後に規制日数が増加した場合、交通規制の回数に増減が生じた費用については協議の対象と考えてよろしいでしょうか？	監督員が、契約書第18条及び第19条の規定に基づく、設計図書の変更または訂正の指示に該当する場合は、協議の対象になるものとお考えください。
5	既設構造物に塗布されている塗料の処理について 既設のコンクリート構造物（橋脚等）に塗料が塗布されている箇所がありますが、剥落防止対策の支障となるため除去が必要と思われます。その費用については、別途協議と考えてよろしいですか？	既設の塗料の除去に要する費用は、コンクリート表面処理工に含まれます。なお、発生する建設汚泥の処分に要する費用については、特記仕様書13-1(2)に示すとおりです。
6	仮設物の仮置きについて 工事に使用する資材を仮置きするヤードについては、ネクスコ殿用地に仮置きする協議を行うことは可能でしょうか？	工事に使用する資材を仮置きするヤードは、当社用地に仮置きすることは可能です。

質問書に対する回答

件名) 館山自動車道 古市場高架橋はく落対策工事

No.	質問事項	回答
7	地下埋設物について 設計図書に埋設物に関する記載がありませんが、埋設物は無いと考えてよろしいでしょうか？	そのようにお考えください。
8	環境対策について 施工に使用する機械（ウォータージェット等）による騒音が懸念されますが、対策費用については協議の対象と考えてよろしいでしょうか？	「特記仕様書12-3騒音等に関する配慮」及び「特記仕様書12-4環境保全に関する費用」に記載のとおり協議対象外とお考えください。
9	高速道路以外の規制について 高速道路以外の一般道路において交通規制を行う際の資機材の材料及び設置撤去の費用については、間接工事費に含まれるのでしょうか？	一般部の交通規制に要する費用は、諸経費に含まれます。
10	図面53/65 滝高架橋 ひび割れ注入工と断面修復工がラップしている箇所については、ひび割れ注入実施後、断面修復を行うように考えていますが、よろしいでしょうか？	貴社の施工計画に基づきお考えください。
11	図面42/65 中野IC橋 番号⑤の設計上の区分がⅠとなっていますが、表面保護工数量0.2m ² が加算されています。設計区分はⅡでしょうか？	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
12	図34/65 大宮IC橋 断面修復工⑥の備考記載の7箇所分というのは、7箇所の合計が0.9*0.1mの範囲内で修復量数量が5.4Lということでしょうか？	そのようにお考えください。